

積算内訳書（郵便入札用）の作成等の取扱いについて

総務部 調達契約課 工事契約担当

津市の建設工事等の入札時における積算内訳書について、平成20年6月1日以降発注分より、下記のとおり取り扱いますので注意してください。

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっての留意事項

入札書及び積算内訳書の作成等にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

- (1) 積算内訳書の様式は、原則として、市が提示する積算内訳書とすること。（独自様式を使用することも可能ですが、必ず市が提示する積算内訳書をコピー店にて購入されるか、調達契約課において閲覧され当該積算内訳書の交付を受けること。）
- (2) 積算内訳書に「工事等番号」「件名」「会社名」を明記し、押印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）すること。
積算内訳書の提出について、これを書換え、引替え又は撤回することはできません。
- (3) 積算内訳書の内容について、市から更に詳しい積算根拠等の説明を求める場合があります。
- (4) 下記の必須条件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 内訳書の合計金額（税抜き）と入札額（税抜き）が一致していること。
内訳書合計額（税抜き）と入札書記載の入札金額（税抜き）が一致していること。② 記載すべき項目を満たしていること。<ul style="list-style-type: none">・ 当該工事の工事等番号、件名及び会社名が記載され、押印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）されていること。③ 一括値引きがないこと。<ul style="list-style-type: none">・ 内訳書合計額（税抜き）算出の際に、一括して値引きをしていないこと。
(各項目で値引き・調整されているものは可とする。)④ 端数調整・処理がないこと。<ul style="list-style-type: none">・ 入札書記載の金額が内訳書合計額（税抜き）の端数を調整・処理された金額になっていないこと。（ただし、千円未満の端数は除く。）⑤ その他、内訳書として不備がないこと。<ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の計が内訳書合計額（税抜き）と一致していること。 |
|---|

- (6) その他、作成にあたって不明な点については、調達契約課にお問合わせください。